



知基第344号
令和3年3月18日

在沖米国総領事館
ロバート・ケプキー 総領事 殿

沖縄県知事 玉城 デニー



米軍航空機による提供施設・区域外での低空飛行訓練について (抗議)

令和3年2月4日に国頭村辺戸岬周辺において、米空軍第353特殊作戦群所属のMC-130J特殊作戦機による低空飛行訓練が確認されました。それ以降、米軍のものと思われる航空機の低空飛行が県内各地において目撃されています。

県は、令和2年12月28日から本年1月6日にかけて、座間味村及び渡嘉敷村周辺において同作戦機による低空飛行訓練が行われた際に、地域住民に大きな不安を与えたことから、米軍及び日米両政府に対し、提供施設・区域外における訓練や県民に不安に与えるような低空飛行訓練を行わないことなどを強く要請したところあります。

それにもかかわらず、提供施設・区域外において低空飛行訓練が繰り返されており、また、県が米軍に対し抗議を行った翌日に訓練が実施されたことは、米軍が県の抗議・要請や県民の不安を軽視していると言わざるを得ず、地元の声に真摯に対応する姿勢が全く見られません。

県としては、このような訓練が常態化することは、断じて容認できないと考えており、県民の生命、生活及び財産を守る立場から、今般の米軍による低空飛行訓練に強く抗議するとともに、以下のことについて強く要請します。

記

- 1 提供施設・区域外における訓練を一切実施しないよう米軍に強く働きかけること。
- 2 平成11年1月14日に公表された日米合同委員会合意に規定された国際民間航空機関（ICAO）や日本の航空法における最低高度基準を遵守し、県民

に不安を与えるような低空飛行を行わないよう米軍に働きかけること。

3 今回低空飛行を行った航空機の飛行高度について、詳細な情報を明らかにすること。

4 米軍の演習・訓練等の諸活動の実施については、提供施設・区域内において行うことや航空法等の国内法を適用する旨を明記するなど、日米地位協定の抜本的な見直しを行うこと。